

第83回大阪府森林審議会

とき：平成30年7月30日（月）

14時30分～15時30分

ところ：アートホテル大阪ベイタワー

会議室303号室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 諒 問

「大阪府森林整備指針（仮称）の策定について」

4 議 事

（1）大阪府森林整備指針（仮称）の策定について

5 報 告

（1）林地開発許可の実績報告について

6 その他の事項

7 閉 会

配付資料一覧

○次 第

○大阪府森林審議会規程

○配席図

○諮詢書（写）「大阪府森林整備指針（仮称）の策定について」

○資料 1 大阪府森林整備指針（仮称）について

○資料 2－1 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）について

○資料 2－2 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

○資料 3 大阪府の森林・林業の現状

○資料 4 林地開発許可の実績報告について

大阪府森林審議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、森林法に基づく大阪府森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第2条 審議会に会長を置き、委員のうちから委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代行する。

(会議の招集)

第3条 審議会は会長が必要と認めるとき、又は委員総数の3分の1以上の委員の要請があつたとき、会長がこれを召集する。

2 会長は審議会を招集しようとするときはその会日の3日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(会議の定数)

第4条 審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議 事)

第5条 審議会の会議は会長がその議長となる。

2 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(部 会)

第6条 審議会の森林保全整備部会（以下「部会」という。）を置き、部会長のほか7名の委員をもって組織する。

2 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会の会議については、第2条から第5条までの規程を準用する。

(部会の議決事項)

第7条 部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

- 一 林地の開発の調整に関する事項
- 二 保安林の指定解除に関する事項
- 三 森林病害虫の防除対策に関する事項
- 四 林業振興地域の整備育成に関する重要事項
- 五 林業構造改善に関する事項

- 2 前項各号に掲げる事項についての部会の議決は、これを審議会の議決とする。但し、会長は次期審議会において、これを報告しなければならない。

(部会の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇のない場合その他やむをえない事由のある場合は、第6条第4項の規程にかかわらず各委員の意見を個別に聴取し部会の会議に代えることができる。

- 2 第4条及び第5条の規程は、前項の場合について準用する。

(委任)

第9条 この規程の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年9月30日から施行する。

大阪府森林審議会 委員名簿

平成30年7月1日現在(50音順 敬称略)

氏名	職名
奥野 壽一	大阪府指導林家
栗本 修滋	大阪府森林組合代表理事組合長
黒田 慶子	神戸大学大学院農学研究科 教授
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 教授
坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター 助教
島田 智明	河内長野市長
高野 浩文	近畿中国森林管理局長
長島 啓子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
中村 暢秀	社団法人大阪府木材連合会 相談役
藤田 正治	京都大学防災研究所附属流域災害研究センター 教授
藤平 真紀子	奈良女子大学生活環境部住環境学科 准教授
増田 昇	大阪府立大学 名誉教授
松本 昌親	千早赤阪村長
三好 岩生	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 助教

森第1423号
平成30年7月30日

大阪府森林審議会
会長 増田 昇様

大阪府知事 松井一郎



大阪府森林整備指針（仮称）の策定について（諮問）

大阪府森林整備指針（仮称）の作成について、森林法第68条第2項により、大阪府森林審議会の意見を求める。

【担当】
大阪府環境農林水産部
みどり推進室 森づくり課
森林整備グループ 村上・浦久保
TEL : 06-6210-9559
FAX : 06-6210-9551

諮詢理由

森林は、水源の涵養、山地災害の防止、地球温暖化の防止など、多くの公益的機能を有し、府民の良好な生活環境の保全や災害の防止に大きく寄与しています。

しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者不明の森林や境界未確定の森林の存在、また、所有者の経営意欲の低下や担い手の不足等が大きな課題となっています。大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部にも被害が及び得る災害から府民を守るためにには、こうした課題に的確に対応するとともに、パリ協定の枠組みの下で温室効果ガス排出削減目標を達成するよう、森林資源の適切な管理を推進することが必要です。

こうした状況のもと、平成31年4月1日に森林經營管理法が施行されることにより、森林所有者自らが森林の經營管理を実行できない場合には、市町村が森林の經營管理の委託を受け、意欲と能力のある林業經營者に再委託する、もしくは、再委託できない森林においては市町村自らが管理を実施することとなります。

併せて、森林環境譲与税が平成31年度から市町村へ譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっていることから、森林行政における市町村の役割がますます大きくなります。

そのため、平成30年度中に府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法等を示す「大阪府森林整備指針（仮称）」を策定し、市町村と府が連携・協調して府域の森林の保全整備を進めることができます。

つきましては、この指針策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。